

印西市全天候型こどもの遊び場の設置及び管理に関する条例（骨子案）

— 市民のみなさまからご意見をいただくための資料 —

本資料は、印西市が整備を進める「全天候型こどもの遊び場」について、**条例で定める基本的なルール（骨子）**を分かりやすく示し、**市民のみなさまから幅広いご意見をいただくこと**を目的としています。

開館時間や利用方法などの具体的な運用内容は、条例に基づく施行規則で定め、条例施行前に公表します。

※ご意見は、気になる点やご提案を**箇条書き**でお書きいただいても構いません。

1. 施設整備の概要

目的：天候や季節に左右されず、こどもが安全・安心に遊び・学び・交流できる屋内の居場所を整備し、子育て家庭の外出先・居場所の選択肢を広げます。

場所：イオンモール千葉ニュータウン CS 棟 2 階（印西市中央北三丁目 2 番地）

進め方：印西市とイオンモール（株）の包括連携協定に基づく官民協働で整備します。

運営は**指定管理者制度**により、市が選定・監督します。

主な機能：からだを使った遊びの場、創作・ものづくりの場、学び・体験・交流のプログラム

2. 条例で定める主な内容（骨子）

(1) 施設の位置づけと事業内容

天候に左右されず、こどもが安心・安全に遊び・学び・交流できる公共施設として設置します。

事業内容は、①遊び、②創作・学び、③イベント・交流プログラムの3つを基本とします。

(2) 管理運営の仕組み

市が選定する**指定管理者**が、利用許可、料金の徴収、施設の維持管理などを行います。

市は、報告の徴収や指導により、適正で安全な運営を確保します。

(3) 開館時間・休館日・利用時間（クール制）

具体的な開館時間、休館日、利用区分は**規則で定める事項**です。

現時点の想定：**1 回 90 分のクール制（入替制）**。休館日は原則として施設（イオンモール）の休館日に準拠します。

(4) 利用できる方

こども：0 歳～小学生（12 歳に達する年度末まで）

保護者等：こどもの保護者及び 18 歳以上の同伴者（高校生年代は原則除外。ただし親権者は可）

原則：こどもの利用には保護者等の同伴が必要です。

将来の例外：安全確保や管理運営に支障がないと市長が認める場合、規則で基準を定め、こどもの単独利用を認めることがあります。（※現時点で単独利用を実施するものではなく、将来の可能性として位置づけ）

(5) 利用のルール

利用は許可制（事前予約・当日受付等）。

安全や他の利用者への支障がある場合は、利用制限や許可の取消しを行います。

利用権の譲渡・転貸は禁止します。

(6) 利用料金（上限のみ条例で規定）

上限額（1回90分を想定）

市内：こども・保護者等 各500円以内

※白井市民は市内扱い：白井市との包括連携協定による共同利用とします。

市外：こども・保護者等 各2,000円以内

実際の料金は指定管理者が市長の承認を得て設定（混雑緩和等で時間帯差可）

減免：生後12か月未満、障害者手帳所持者（こども）とその保護者等1名、

市長が認めた場合 等

※上限額は近隣自治体の類似施設や運営コスト等を踏まえて設定

(7) 安全管理・個人情報・損害賠償

見守り体制、入退館管理、遊具点検、混雑時の入場制限などを実施。

個人情報は適切に保護。

施設等の汚損・損傷時は原状回復または損害賠償をお願いすることがあります。

3. 特にご意見をいただきたいポイント

1. **利用対象年齢**の考え方
2. **保護者同伴の原則**と将来の単独利用の考え方
3. **利用時間（90分クール制）の妥当性**（※具体的運用は規則で定める事項）
4. **期待する役割や機能**（遊び・学び・居場所として）

4. 今後の予定

令和8年4月：パブリックコメント実施

令和8年6月：条例案を議会提出

令和9年3月：プレオープン（下旬予定）

令和9年4月：施行・本格運用開始（予定）

参考

- ・条例案の構成については、「参考資料A 条例案の構成」の資料を併せてご覧ください。

**みなさまからいただいたご意見は、今後の制度設計および運営の検討に活用します。
率直なご意見をお寄せください。**